



第2回公募開始！オーダーメイド型の設備投資を後押し 中小企業省力化投資補助金(一般型)

人手不足解消に効果のあるロボットやIoTなどの製品や設備・システムを導入するための経費を国が補助することにより、中小企業の省力化投資を促進し売上拡大や生産・業務プロセスの効率化を図るとともに、賃上げにつなげることを目的とした補助金です。

一般型概要

補助対象	人手不足の中小企業などが、省力化効果のあるオーダーメイド・セミオーダーメイド性のある設備やシステムなどを導入し、「労働生産性年平均成長率4%向上」を目指す事業計画に取り組むものが対象			
導入支援イメージ	 機械装置・システム構築費	 技術導入費	 専門家経費	 クラウドサービス利用費
補助上限額 従業員数あたり ※カッコ内は大幅賃上げを行う場合	5人以下:750万円(1,000万円)		6～20人:1,500万円(2,000万円)	
	21～50人:3,000万円(4,000万円)		51～100人:5,000万円(6,500万円)	
	101人以上:8,000万円(1億円)			
補助率	中小企業1/2、小規模・再生2/3※ ※補助金額1,500万円までは1/2 もしくは2/3 補助金額1,500万円を超える部分は1/3			
基本要件 ※最低賃金引上げ特例適用事業者の場合、①②④のみ	①労働生産性の年平均成長率+4.0%以上増加 ②1人あたり給与支給総額の年平均成長率が事業実施都道府県における最低賃金の直近5年間の年平均成長率以上、又は給与支給総額の年平均成長率+2.0%以上増加 ③事業所内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+30円以上の水準 ④次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を公表等(従業員21名以上の場合のみ)			

※未達の場合は補助金返還などもございますのでその他要件は公募要領をご確認ください。

一般型 活用事例

カタログに登録された製品ではなく、中小企業等が抱える個別の現場での課題解決に向けた、オーダーメイドでの省力化投資が可能です。



事例1

通信販売事業
オンラインショッピングの顧客数・購買量の増加に対応するため、自動梱包機と倉庫管理システムをオーダーメイドで開発・導入



事例2

自動車関連部品製造事業
検査が難しい微細な部品製造を効率的に行うため、現場に合わせ、最新のデジタルカメラやAI技術を活用した自動外観検査装置を導入



申請から事業完了までの流れ



オーダーメイド型のため、事業内容に合わせて多様な設備やシステムの導入が可能です！
人手不足解消だけでなく付加価値額や生産性向上にもつながりますのでぜひご活用ください。



▲動画でも▲
ご視聴できます

すでに融資を受けている、これから融資を検討される方も！ 貸上げ貸付利率特例制度

日本政策金融公庫の貸上げ貸付利率特例制度とは？

従業員の賃上げに取り組もうとする中小企業者に対して、金利負担を軽減することにより当該取組みを促進することを目的とする制度です。中小企業事業と国民生活事業があります。

中小企業事業と国民生活事業のメニューと対象者



中小企業事業		国民生活事業	
対象者	雇用者給与等支給額が最近の決算期と比較して 2.5%以上 増加する見込みがある方(最近の決算期において既に増加している方を含みます。)	対象者	新たに事業を開始後3ヵ月以上の事業者であって、雇用者給与等支給額(注1)の総額が最近の決算期と比較して 2.5%以上 増加する見込みがある方(注2)
融資限度額	適用する特別貸付制度の融資限度額	貸付利率	各融資制度に定める利率 -0.5% (貸付日から 2年間) (※)利率の下限は0.3%
適用利率適用期間	適用する特別貸付制度に定める利率からご融資後 2年間0.5% を控除します。	その他	上記以外の融資条件は、各融資制度に定める条件が適用されます。
その他	事業の用に使用されない土地の取得については本制度の対象にできません。 上記以外の融資条件は、各特別貸付制度で定められています。		—

(注1)雇用者に対する給与等の支給額のことをいいます。雇用者には、パート、アルバイトおよび日雇い労働者も含めますが、法人の役員および個人事業主の家族従業員は含めません。

(注2)最近の決算期において既に増加している方を含み、最近の決算期において雇用者給与等支給額の支出がない方を除きます。

人員増加やベースアップで安定化を図る際、本制度を適用することで調達コストを抑えて人件費の財源を確保することが可能になります！



POINT

- ・すでに日本政策金融公庫から融資を受けている方も追加融資の際に活用できます。
- ・これから借入を検討の際にも活用できます。

※一部ご利用いただけない融資制度もございます。



従業員を雇ったり既存従業員の賃上げを検討されている方で融資の申込みしたいという方は、この制度の活用を積極的におススメします！ぜひ当事務所までご相談ください。



光廣税務会計事務所（認定経営革新等支援機関）

株式会社オフィスミツヒロ 代表取締役・税理士 光廣 昌史

〒730-0801 広島市中区寺町5番20号

Tel 082-294-5000 & Fax 082-294-5007

URL <https://www.office-m.co.jp/>

～認定支援機関で対応できます～

- ・各種補助金申請
- ・経営改善計画書の作成
- ・創業支援
- ・優遇金利での資金調達 など



▲動画でも▲
ご視聴できます